

令和 7 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 3 月 3 1 日（月）午後 3 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮	沼	千	秋
教育長職務代理者	天	野	安	喜子
委員	森	本	勝	也
委員	伊	藤	真	弓
委員	松	山	隆	之

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	田	森	健	志
	教育指導課長	佐	藤	嘉	弘
	学校施設課長	丸	山	由	紀
	教育研究所長	百	々	和	世
	統括指導主事	関		直	也

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	中	尾		隆
	同 主査	樽	川	翔	平

蓮沼教育長	開会時刻 午後３時３０分 ただいまから、令和７年６回教育委員会定例会を開催します。 本日は１名の方から傍聴の申出がありました。事務局は傍聴人を入室させていただきます。 日程第１、署名委員を決定します。天野委員と伊藤委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。第１１号議案から第１６号議案まで、教育研究所等の名称変更に伴う規則の一部改正であるため、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第１１号議案から第１６号議案まで、事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進課 長	それでは、ご説明申し上げます。 まず、第１１号議案、江戸川区教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。新旧対照表をつけさせていただきましたが、先ほど教育長からお話ございましたように、１１号から１６号につきましては、いずれも教育研究所を教育相談センターと名称変更することに伴う改正であります。１１号議案につきましては公印規則ということで、文書等に押印する公印でございますが、これまで教育研究所となっていた公印の名称を教育相談センターに、また、教育研究所長となっていたものについては、教育相談センター長にそれぞれ改めるというものでございます。公印の案を３ページ目に載せさせていただきましたが、こういった形で公印を改めるというものでございます。施行期日は、組織改正と合わせて同じになりまして、令和７年４月１日でございます。 引き続き、１２号議案をご説明申し上げます。江戸川区教育委員会、訓令前行署名式及び令達式の一部改正についてでございます。資料出ますでしょうか。ご説明申し上げます。新旧対照表と、その次にもう一枚資料がついているかと思いますが、２ページ目の資料をご覧くださいと思います。この訓令というのがですね、行政機関、教育委員会から教育機関へのいわゆる指示を出す書式になります。宛先としまして、これまで２ページ目の資料ですと右下のほうに連続して書いてあるんですけども、教育委員会事務局、区立小学校・中学校、幼稚園、そして、教育研究所というところは、教育委

員会が所管する教育機関になりますので、それらに向けて指示を出しておりました。赤字で記載がございます教育研究所の部分を教育相談センターと変更させていただく旨の改正でございます。こちらも令和7年4月1日から改正であります。

3点目につきましては、第13号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正でございます。こちらも新旧対照表をつけさせていただきましたが、先ほどでございます教育相談センターのほかに、新旧対照表の1ページ目にありますように、教育推進課の計画調整係という係をICT推進係と名称変更いたします。この係につきましては、小・中学校等に配置しているICT機器の整備等を担当する係になりますので、名称を分かりやすくということで今回変えさせていただくものであります。あわせて2ページ目ご覧いただきますと、教育研究所を教育相談センターにするというようなところも合わせて改正をしております。その他、この組織改正に伴う文言の整理をさせていただいたものでございます。こちらも令和7年4月1日施行であります。

続いて、第14号議案、江戸川区教育研究所条例施行規則の一部改正についてでございます。こちらも新旧対照表をつけさせていただきました。教育研究所を教育相談センターに改めるということで、規則の名称も変更になってございます。あわせて、次のページですね。別表の中ほどにありますけれども、学校サポート教室をみらいサポート教室ということで名称を変更するというものでありまして、こちらにつきましては、前回の教育委員会で教育研究所長のほうからご説明させていただいた内容を規則に当てはめるものであります。こちらも同じく令和7年4月1日施行であります。

続いて、第15号議案、教育研究所処務規程の一部改正についてでございます。こちらにつきましても、新旧対照表をつけさせていただいております。教育研究所を教育相談センターに改めるというところがメインでございますが、あわせまして、第1条にありますように、教育研究所並びに教育相談センターの所掌、取り扱う事務につきまして変更してございます。こちらも仕事の内容が変わるというよりも、これまで担っていた業務につきまして、より実態に応じた分かりやすい規定になるようにというので改めたものであります。また、第二条につきましては、これまで教育研究所には所長を置くとしてございましたが、教育相談センターにはセンター長を置くということで、書式改正に伴う規定の整備を行ったところであります。その他、文言整理をさせていただいてございまして、こちらも令和7年4月1日から施行するというものであります。

	続いて、第１６号議案、江戸川区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正についてございます。こちらにつきましては、区立学校等の労働安全衛生に関わる取扱いを行うために、様々なものを選任しているんですけれども、第４条をご覧くださいますと、（選任）というところがございますように、安全衛生管理者というか、総括管理者安全衛生管理者等々の職を設置しております。第１号にありますように、総括管理者は教育推進課長であります。第２号、この１ページ目の一番下の行でありますけれども、安全衛生管理者につきましては、２ページ目に続いて記載がございましたが、各課長及び小・中学校の校長・副校長の中から教育長が指定するものを安全衛生管理者という形で指定をしてございました。今回、教育相談センターを設置することに伴いまして、こちらの各課長の方に教育相談センター長を追加する旨の改正を行うものであります。こちら令和７年４月１日施行であります。 １１号から１６号につきまして説明は以上です。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、質問、意見等ございますでしょうか。 基本的には、名称が変わったところで文言整理が中心ということでございますので、特段、異論はないかなというところで。 なければ、第１１号議案から第１６号議案まで原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１７号議案から第１９号議案まで、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う規則の一部改正であるため、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第１７号議案から第１９号議案まで、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、順次ご説明申し上げます。 第１７号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてであります。こちらにつきましては、いわゆる

	勤務時間条例につきまして、令和7年1月28日の第2回教育委員会定例会でご審議いただきました。その後、第1回区議会定例会で審議を行った末、勤務時間条例の改正が成立したところであります。それを受けまして、今回、その施行規則等の改正を行うというところでありまして、この17号議案につきましては、内容といたしましては、先にご審議いただいた条例の内容に沿った形になります。一つは、時間外勤務の制限につきまして、従前までは3歳未満の子どもを育児する職員が対象でありましたが、小学校就学の時期に達するまでの子どもの育児を行う職員に拡大をする。また、子の看護のための休暇につきまして、対象を拡大した上で、子の看護等の休暇とする。あわせて、介護と仕事の両立に向けて40歳に達する職員について、この制度の案内を行うこと。四つ目に、子育て部分休暇の制度を新設するということの四つのものになります。条例に規定されているよりも少し細かい条件であったり、手続き等につきまして、こちらに追加をさせていただいて改正するものであります。 続いて、第18号議案であります。第18号議案及び第19号議案は、それぞれ期末手当と勤勉手当というふうな形で表現してございますが、いわゆる民間企業でいうところのボーナスに当たるものになります。6月と12月にそれぞれ支給をしてございますが、期末手当、勤勉手当ともに支給するにあたりまして、一定の期間の中で、いわゆる休業を多く取っている職員につきましては、ボーナス全額支給じゃなくて、一定程度減額されるという規定がございます。今回この二つの規則につきましては、それぞれ先ほどの17号議案でございました、子育て部分休暇という休暇制度をつくったことに伴いまして、長期で取った場合のいわゆるボーナスの減額についてそれぞれ規定をしたものであります。いずれも令和7年4月1日施行であります。 説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、質問、意見等あればお願いいたします。 ございませんでしょうか。 なければ、第17号議案から第19号議案まで原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第20号議案、江戸川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一

教育推進課長	部改正についてを審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。 それでは、ご説明申し上げます。新旧対照表を資料につけさせていただいておりますが、その前段で口頭で少し補足をさせていただきたいと思います。 いわゆる教育委員会の権限、様々ございますけれども、全ての権限に属する事務をこの教育委員会で議決するというのは、現実的に難しい状況がございますので、非常に重要な決定については、この教育委員会で決定をさせていただきますが、それ以外のことについては、多くを教育長に権限を委任して実務を取り扱っているのが実態でございます。この権限委任等に関する規則というのは、その教育長に委任する事務について決めている規則になります。第2条をご覧くださいますと、ちょっと分かりにくい表現なんですけれども、次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を江戸川区教育委員会教育長に委任するという規定になってございまして、第2条に1号から15号まで、旧のほうをご覧くださいますと、15個の事務が載っております。この15個については、教育長に委任をしない、つまり教育委員会で決定をすると。逆に言いますと、それ以外の事務につきましては広く教育長に権限を委任して、実務的にはそれで滞りなく進めているという規定になってございます。今回変更いたしますのは、右側旧にあります第2条第1項第8号にございます、訴訟、和解及び不服の申立に関することであります。この部分につきましては重要な事務ということで、これまで教育委員会で議決をするということにさせていただいてございましたが、実は区長部局におきましては、この訴訟における事務については、例えば区長から職員に権限を委任して、指定代理人という職員を委任した上で、その者が裁判にかかる事務を執り行うような形をとってございます。また、東京都教育委員会並びに文京区教育委員会でも同じようにこの訴訟に関する事務が教育委員会から教育長に権限を委任した上で、委任された教育長が必要に応じて指定代理人を指定して、その代理人が訴訟に関する事務を執り行うというような形にしておりました。そこで、東京都等の規定にならしまして、江戸川区教育委員会でも、この訴訟等に係る部分につきましては、今後教育長に委任をした上で、必要に応じて指定代理人を選任できるようにすると、そのようにさせていただきたいというものでございます。この規則につきましても令和7年4月1日から施行ということで改正をさせていただければというものであります。
--------	---

	説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、質問、意見等あれば、お願いいたします。
天 野 委 員	二つほど、確認させてください。 まず、一つ目が、この８番の訴訟、和解のところで、今まで江戸川区内で教育委員の関係したことがあったかどうかというのが一つ目。あと、二つ目は、委任するにあたっての情報を共有するといったことがしていただけるのか。というところの二つ教えてください。
教育推進課長	実際に、教育委員会が訴訟の相手方になる場合というのが非常に少なくなっております。例えば、損害賠償等がされる場合には教育委員会ではなくて、区長に対していわゆる訴訟を提起される形になりますので、教育委員会が訴訟の相手方になるようなものとしては、自己情報の開示請求を行った場合に、その処分に不服だという方がいた場合の訴訟に限られます。これについては、これまでの実態としては、教育委員会が訴えられる事例はございませんでした。ただ、今後そういった場合があれば、教育長に権限を委任した上で教育長ご本人から、今のままですと教育長本人が出廷をして、裁判の手続き等も全て自分で行うような形になるんですけれども、指定代理人を選任して、必要に応じてその者に事務を担わせることができるというものであります。また、権限の委任は行いますけれども、重要な事務につきましては、当然、教育委員の皆様にご報告、決定はしていただけないにしてもご報告はさせていただく事案になると思いますので、その意味でのいわゆる情報共有は当然、今後もさせていただきたいと考えてございます。 以上です。
教 育 長	よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。 これから、いじめ重大事態とか、そういう対応とか、そういったことも含めてこじれるとか、そういったことも想定されるので、そういう形で対応していただけるということで。 なければ、第２０号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第6回教育委員会定例会を終了します。

閉会時刻 午後3時45分